

六 解雇者全部を復職する事。

三三劉 陛下を撤回する事。

四 退職手当を制定する事。

要亦に對する解答は一切の拒絶に加へて交渉委員の解雇もあつた。此の鬼々如き工場主を徹底的に攻撃しんとす有餘名の従業員は一各に敢て起し勇敢に闘争を断行した工場には徒弟上りの即用者が八九才名カニジメとたつて居る他の熟練工は勇敢に起つて奮闘したる闘争を開始した。

労働者の生命を奪ふとする前田市を在死に

鬼の旗を打ち懸せ

各支那の大々的應援を切望します
鬼の旗を下に在闘争する振切の同志を救へ

日本労働 東京鉄工組合本部
徳川 豊

労働組合本部前下南 綾瀬 町柳 三九。

追記此の争議の進展には労働組合本部が奮闘する所を在るものがある事を知らせる。

34

5.5.21
122

秋第一五四二部
昭和五年五月十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官 殿

株式会社前田鉄工所労働争議ニ関スル件 (オ三取)

要旨 争議開始ハ十五日親交ナル所長謙吉ニ訴フト廻ス印刷物工場附近各名配布ス
今日工場事務所硝子之板石セツ者アリ容疑者取調中

標記労働争議ノ其ノ後ノ状況左記ノ通り

記

一 会社側

非組合側職工ハ引續キ工場内ニ止宿シテ平常通り作業ニ従事